

修理請書条項

- 第1条 修理は、すべて仕様書又は図面に従い、履行期限内に検査に合格するものに限る。
- 第2条 書面による承諾を得ないでこの契約によって生ずる権利を第三者に譲渡し、又は担保に供することはしない。
- 第3条 修理に使用する材料は、使用前に係官に連絡し、必要がある場合には検査を受けた後、使用するものとする
- 第4条 仕様書又は図面以外に修理を必要とする箇所を発見したときは、事前に係官に連絡し、その指示を受ける。
- 第5条 天災地変その他やむを得ない理由により履行期限内に納入することができないときは、貴官にその理由を記した書面を提出して、履行期限の延期又は契約の解除を申請し、その承認を受ける。
- 第6条 前条以外の理由により、貴官の承認を得て履行期限を過ぎて納入したときは、遅滞料として履行期限の翌日から起算して納入の日まで遅延1日について遅延部分の金額の1,000分の1に相当する金額を指定された期日までに納付する。ただし、その金額が100円未満である場合はこの限りではない。
- 第7条 修理物品を受領するときは、受領書を提出し、それ以後の請負者の責に期する滅失及びき損については原状に復するか、又は指定の期日までに損害賠償を行う。
- 第8条 修理が完成したときは、貴官に届け出てその日から10日以内に請負者又は代理人が立ち会いの上、検査を受け、合格した後引渡しをする。
- 第9条 検査の結果、不合格と認められたときは、直ちに再修理をする。
- 第10条 修理完成品を納入するときは、修理のため交換して不用になった部品は返還する。
- 第11条 請負代金は、受渡完了後適法な支払請求書を提出してから30日以内に支払を受ける。
- 第12条 単価契約の場合は、毎1月分を取りまとめ翌月請求するものとし、その支払請求額は、消費税額及び地方消費税額（免税事業者の場合は、消費税及び地方消費税相当額とする。以下同じ。）抜き契約単価に確定数量を乗じて得た額の合計額に消費税法（昭和63年法律第108号）に基づ

く税率を乗じて得た消費税及び地方消費税（円未満切捨て）を加算した額とする。ただし、消費税及び地方消費税込みの単価で契約した場合又は免税事業者だけの見積りにより消費税及び地方消費税相当額を控除していない単価で契約した場合は、同契約単価により算定し、消費税額及び地方消費税額の加算は行わないものとする。

第13条 支払遅延利息については、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）の規定するところによるものとする。

第14条 修理箇所について、第8条に規定する引渡しから1年以内に契約不適合（引渡した修理物品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないこと。）を発見した旨の通知を受けたときは、直ちにこれを修補し、その損害を賠償する。

第15条 当方が契約上の義務に違反したことによってこの契約の目的を達することができなくなった場合は、契約を解除され、解除部分に対する請負金額の100分の10に相当する金額を指定された期日までに納付する。ただし、その額が100円未満である場合はこの限りでない。

第16条 違約金又は遅滞料を指定された期日までに納付しない場合は、納付期間満了の日の翌日から納付した日までの日数に応じ、未納金額に対し、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項本文の規定に基づき財務大臣の定める延納利息の率を乗じて計算した金額を延納利息として支払う。

第17条 前各条以外の事項については、貴官と協議の上、その指示に従う。